Ⅱ 統　　計　　表

用　語　の　解　説

表５～表 11 中「令和８年４月分平均支給額」欄の給与種目の内容は、次のとおりである。

「きまって支給する給与」

基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、寒冷地手当、能率給、家族手当、住宅手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、役付手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当等月ごとに支給される全ての給与を含めたものをいう。

「時間外手当」

きまって支給する給与に含まれ、超過勤務手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等の時間外手当をいう。

「通勤手当」

きまって支給する給与に含まれ、通勤定期券、ガソリン代などの現物支給されたもの及び在宅勤務を行うことにより生じる費用（支給目的が光熱・水道費及び従業員が負担する宿泊施設の客室料金等の補助に限る。）を含めたものをいう。

利　用　上　の　注　意

(1)　年齢は令和８年４月１日現在である。

(2)　各給与種目の給与額は、４月分の給与月額である。なお、調査日において、春季給与改定による遡及改定分が支払済みのときは、その分は含まれているが、支払が遅れた一部の事業所の改定分は含まれていない。

(3)　初任給月額は、４月分の基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

(4)　「２　職種別平均支給額」(表５～表 11)には、初任給関係職種に該当する従業員は含まれていない。

(5)　各表中「－」は、該当従業員又は該当事業所のないことを示す。

(6)　各表中「＊」は、初任給関係は調査事業所 10 所以下、職種別平均支給額関係は調査実人員 20 人以下であることを示す。

(7)　表２～表 11 中（表４を除く。）「ｘ」は、表２及び表３では調査事業所が１所、表５～表 11 では調査実人員が１人であることを示す。

(8) 表７～表 11 中「△」は第１四分位を、「◎」は中位を、「▽」は第３四分位を示し、「※」は分位が重複することを示す。

(9) 表１、表 12～表 19 は、特に記載がある場合を除き、当該項目が不明・未回答の事業所を除いて集計した。

(10) 表１、表 12～表 19 では、次のウエイトを用いて母集団に復元し算出した。なお、当該各表における割合は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

「従業員数ウエイト」

「母集団事業所の総従業員数」を「回答した事業所の総従業員数」で除した値をいう。

「本店事業所数ウエイト」

「母集団本店数」を「回答した本店事業所数」で除した値をいう。